

# 新しい複合型サービス （地域包括ケアシステムの深化・推進）

# これまでの審議会での意見・報告

## ■ 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

（在宅サービスの基盤整備）

- 単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。
- その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。  
また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。

## ■ 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日 社会保障審議会介護給付費分科会）

### Ⅲ 今後の課題

#### 【地域包括ケアシステムの推進】

（地域の特性に応じたサービスの確保）

- 都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。その際には、将来の地域ごとの介護ニーズの変化も踏まえながら、人材確保・サービスの確保に資する介護の経営の大規模化、各サービスの基準、サービスタイプの在り方も含めた、サービス提供の在り方についても検討していくべきである。

## (参考) 複合型サービスについて

- 介護保険法上、複合型サービスは地域密着型サービスに位置付けられている。

### ○ 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

#### 第八条

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいい、「特定地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

23 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

### ○ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抄）

（法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービス）

第十七条の十二 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。)とする。

# 第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度  
実績値 ※1

令和5(2023)年度  
推計値 ※2

令和7(2025)年度  
推計値 ※2

令和22(2040)年度  
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
<b>在宅介護</b>	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
<b>居住系サービス</b>	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
<b>介護施設</b>	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。

デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。

ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

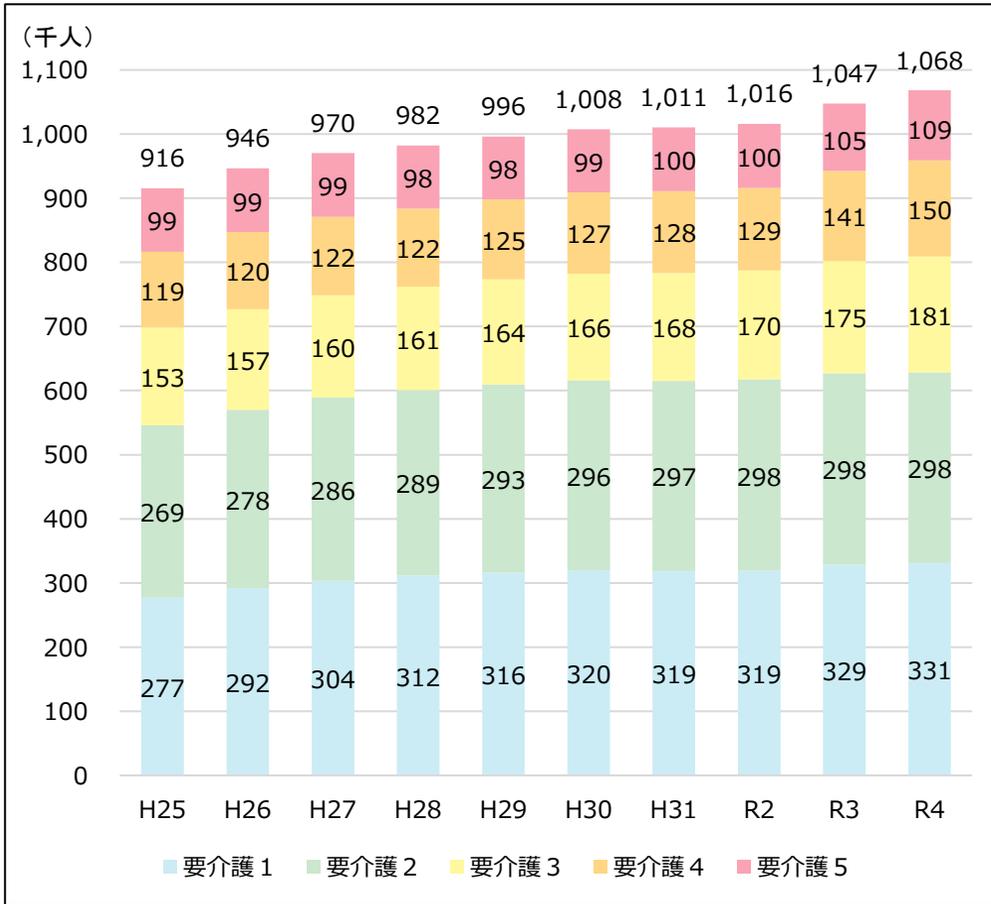
※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

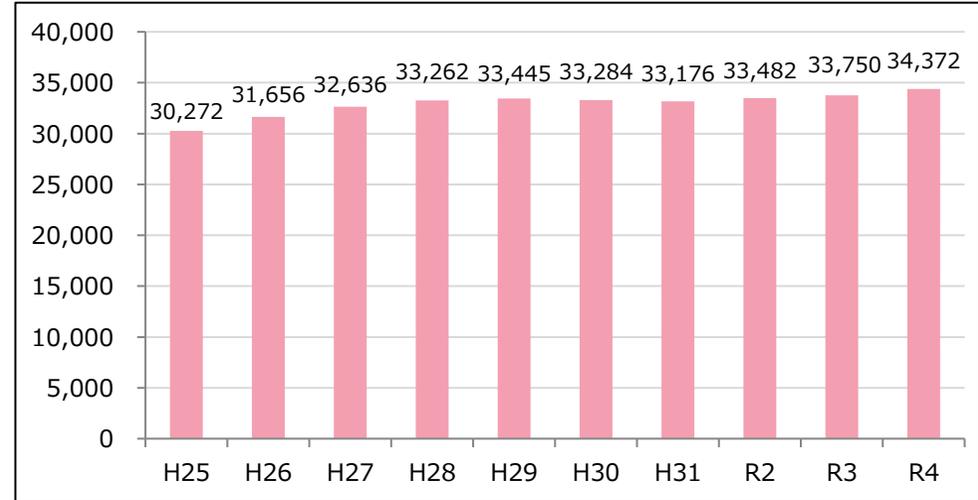
# 訪問介護の事業所数・利用者数等

- 利用者数は、年々増加してきている。
- 請求事業所数は、令和2年以降微増している。
- 1事業所あたりの利用者数は、微増減を繰り返しているものの概ね横ばいとなっている。

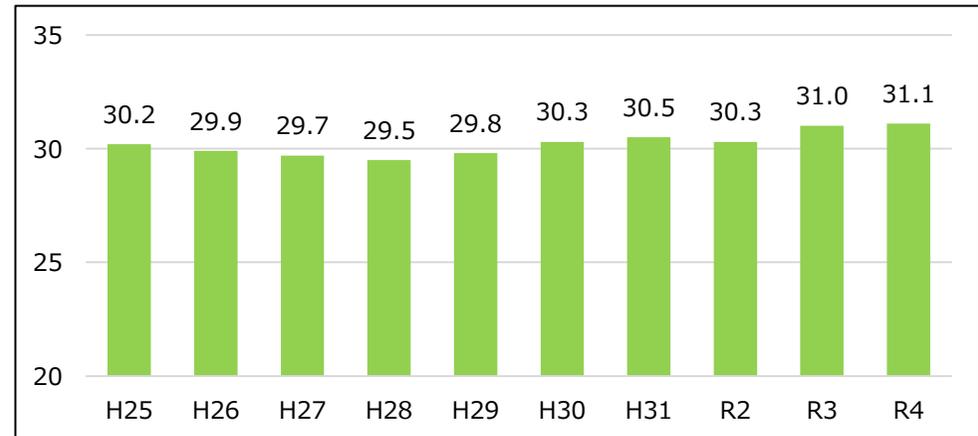
■ 利用者数の推移（要介護度別）



■ 請求事業所数の推移



■ 1事業所あたり利用者数の推移



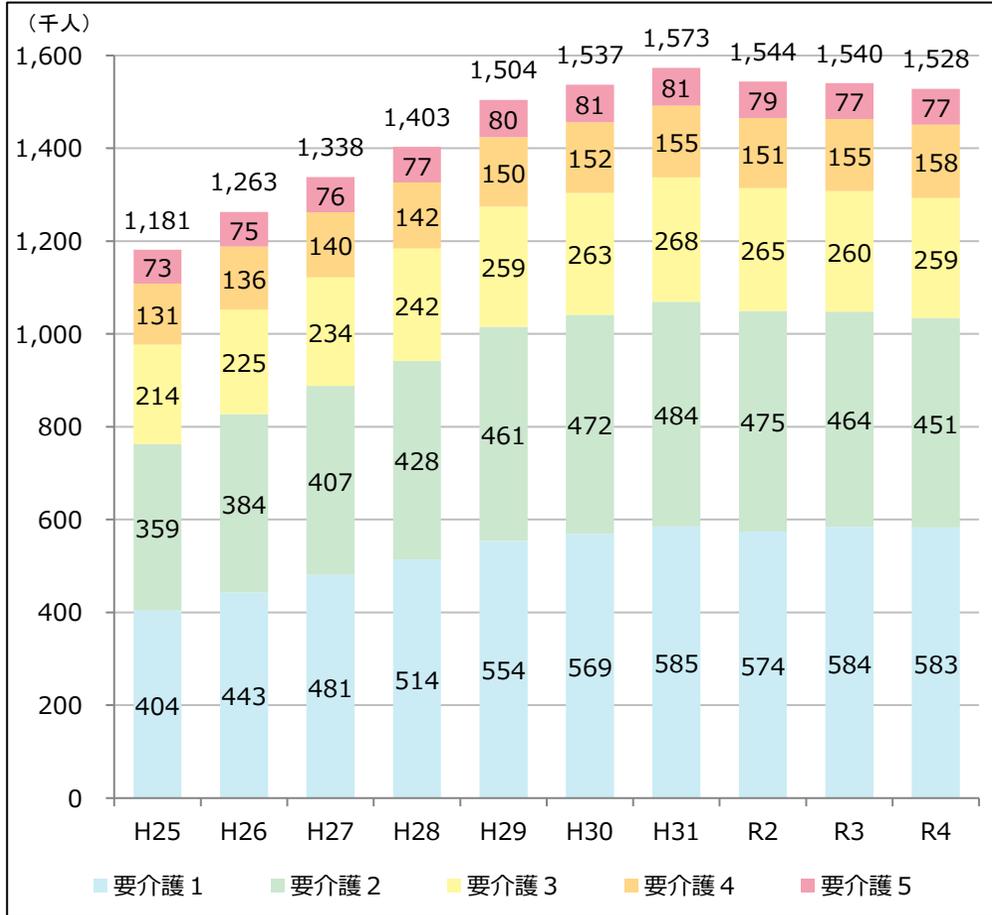
【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」（各年4月審査分）

※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

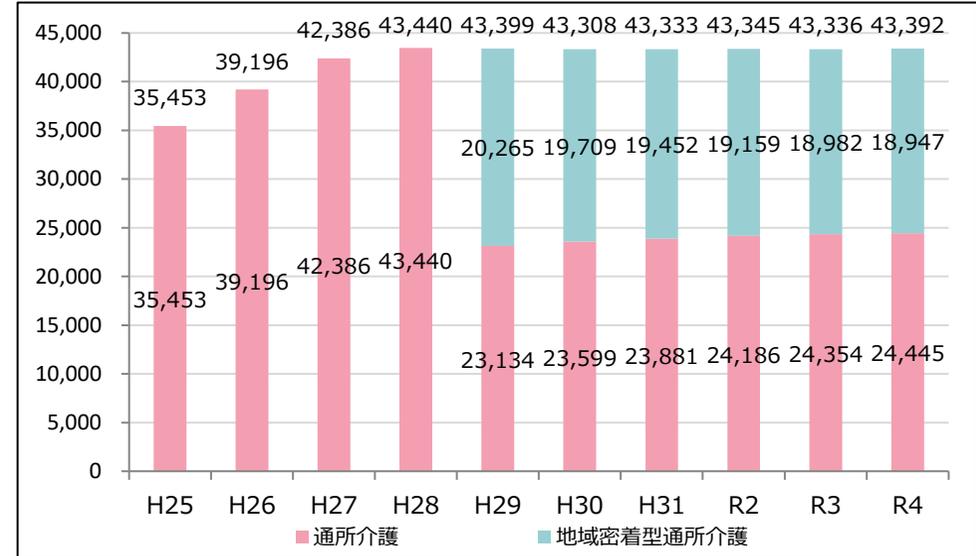
# 通所介護・地域密着型通所介護の事業所数・利用者数等

- 利用者数は、平成31年まで増加傾向にあり、その後は減少傾向にある。
- 請求事業所数は、平成28年までは増加傾向にあったが、その後はほぼ横ばいである。
- 1事業所あたりの利用者数は、通所介護では令和2年以降減少し、地域密着型通所介護では微増減で推移している。

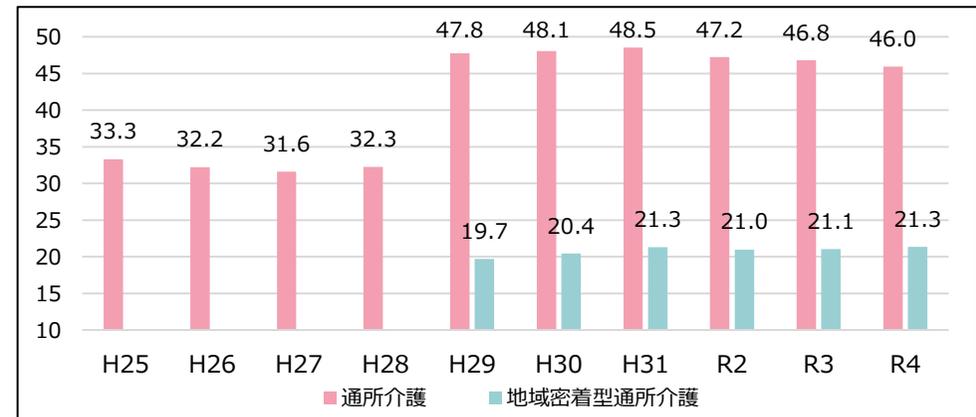
■ 通所介護・地域密着型通所介護の利用者数の推移（要介護度別）



■ 請求事業所数の推移



■ 1事業所あたり利用者数の推移



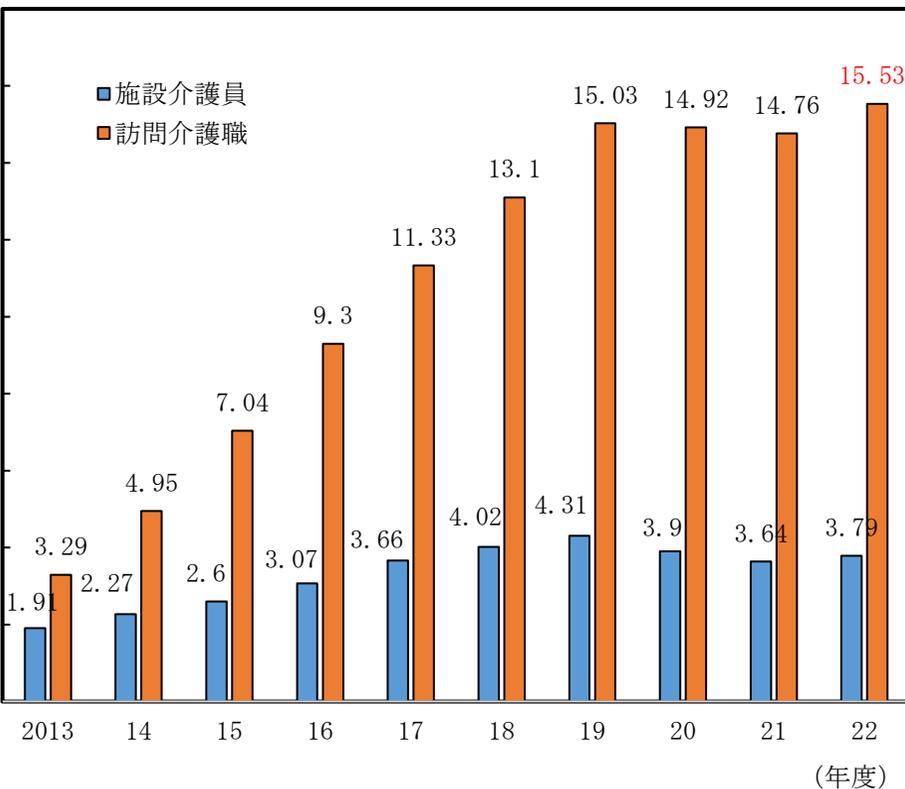
【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」（各年4月審査分）

※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

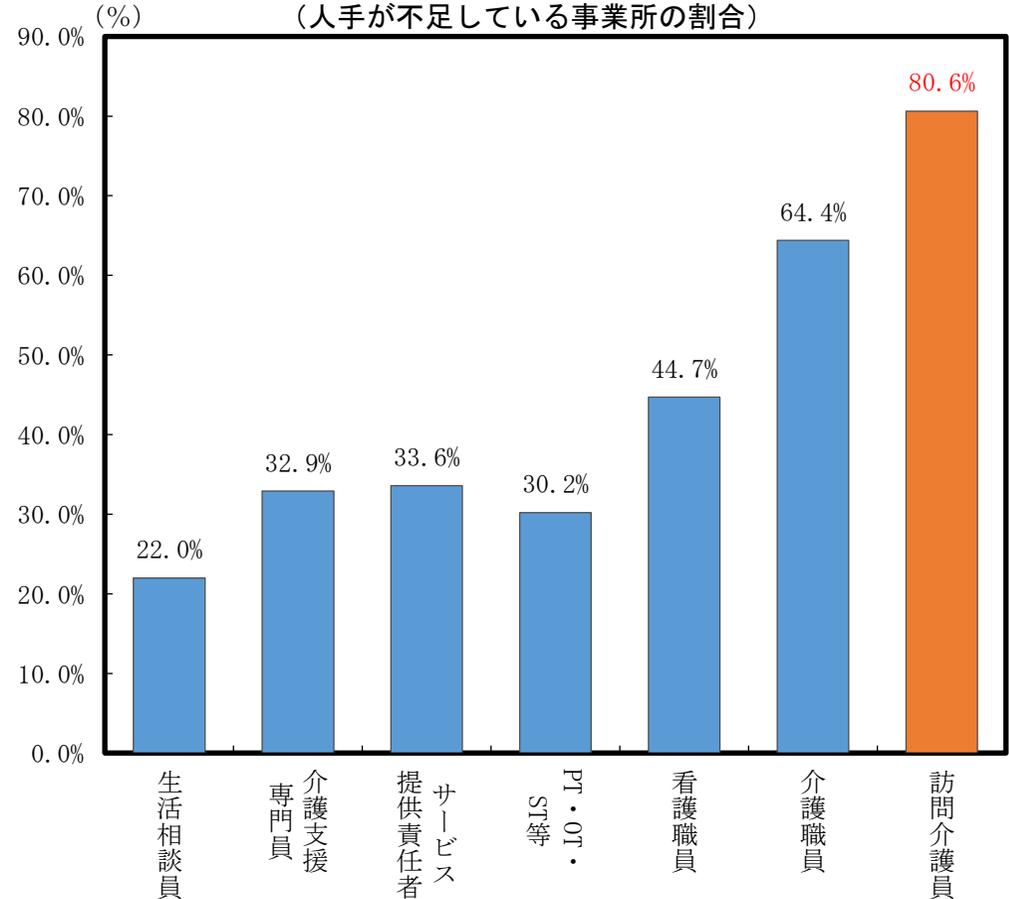
# 訪問介護員の人手不足の現状

- 介護サービス職員の有効求人倍率をみると、施設介護職員と比較して、訪問介護員の有効求人倍率が高くなっており、2022年度時点で15.53倍となっている。
- 職種別の介護労働者の人手不足感をみると、約8割の事業所が、訪問介護員の不足を感じている。

(1) サービス職員の有効求人倍率



(2) 介護職員の職種別の人手不足感  
(人手が不足している事業所の割合)



資料出所：

(1) 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成。

(注1) パートタイムを含む常用の値。

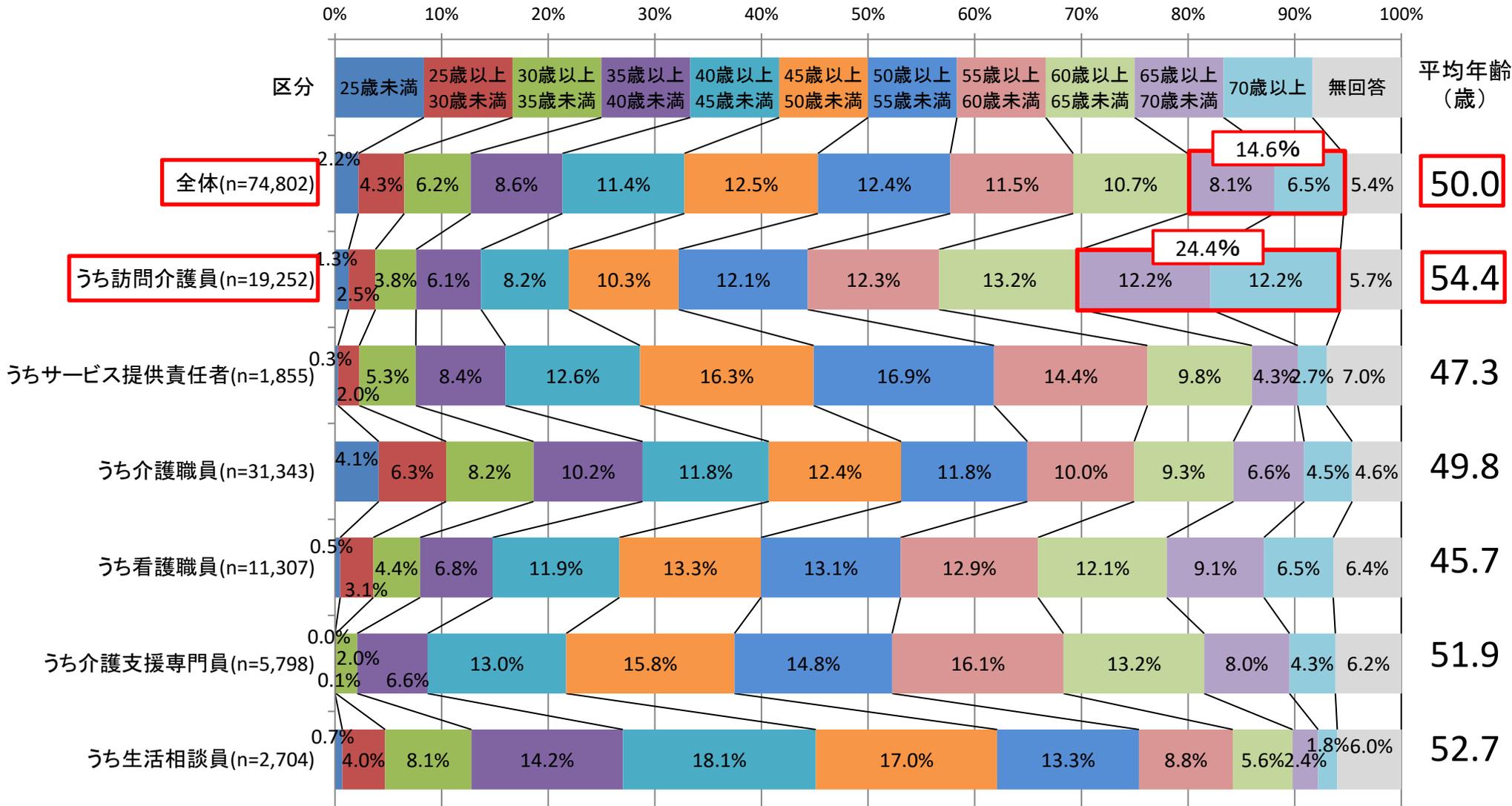
(注2) 平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく、以下の職業分類区分の合計。施設介護職員：「361 施設介護職員」、訪問介護職員：「362 訪問介護職員」。

(注3) 有効求人倍率を算出するための求職者の数値について、集計上、一部の小分類において実態より値が小さくなることがあり、留意が必要。

(2) (公財) 介護労働安定センター「令和3年度 介護労働実態調査」からデータを抜粋して作成。

# 介護関係職種別の年齢階級別構成割合及び平均年齢

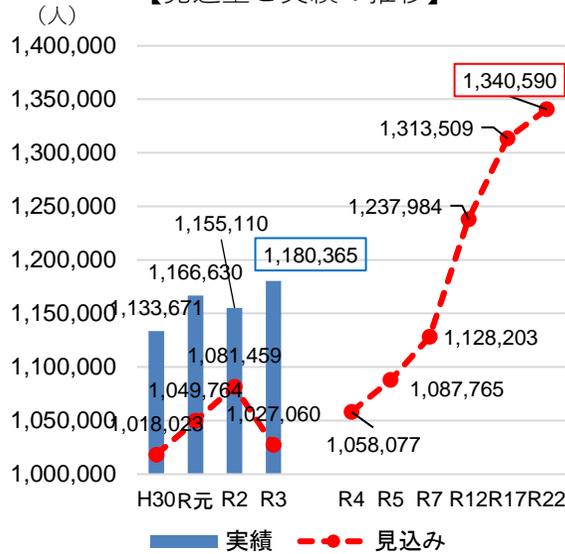
- 介護関係職種全体の平均年齢は50.0歳、65歳以上の構成割合は14.6%となっている。
- 訪問介護員の平均年齢は54.4歳、65歳以上の構成割合は24.4%となっている。



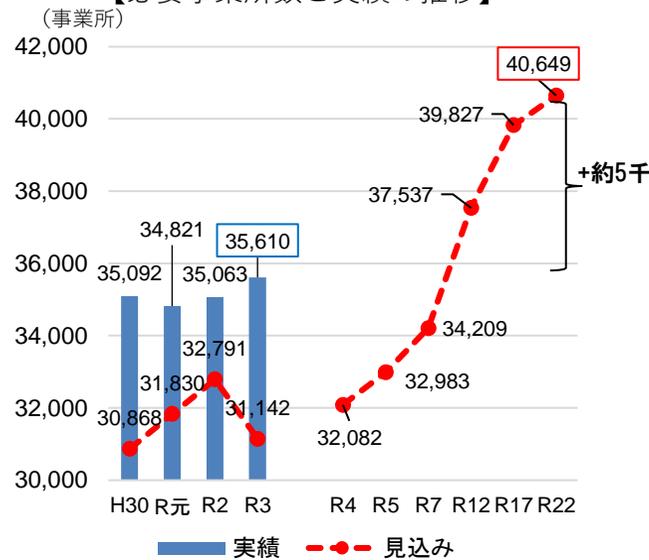
# 訪問介護サービスの実績と今後の見込量等

- 訪問介護のサービス見込み量（1月当たり利用者数）から、必要となる事業所数を計算すると、令和22年（2040年）には、令和3年の事業所数よりも加えて約5千事業所の整備が必要。また、生産年齢人口の減少が進む中、必要となる訪問介護員数は約3万2千人確保が必要。（すでに実績がサービス見込み量を超えているので、さらに必要となる可能性がある。）
- 他方、事業所数、1事業所あたり訪問介護員数（常勤換算）については、近年はほぼ横ばいで推移しており、現状から比較するとサービスの供給量が大きく不足していく可能性がある。

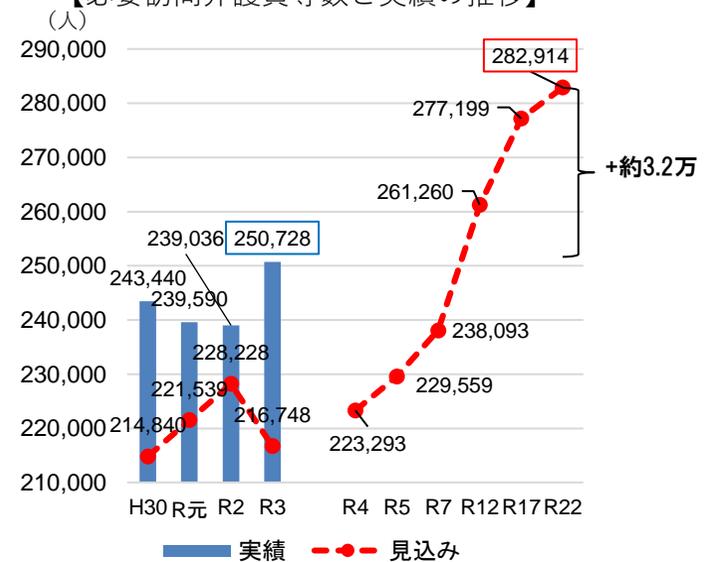
【見込量と実績の推移】



【必要事業所数と実績の推移】

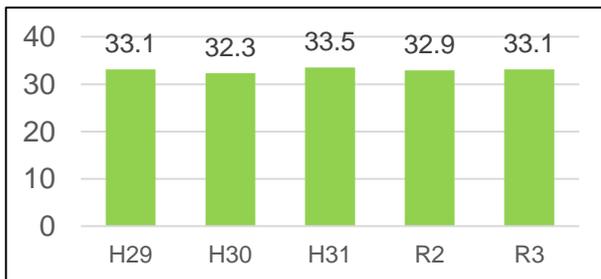


【必要訪問介護員等数と実績の推移】

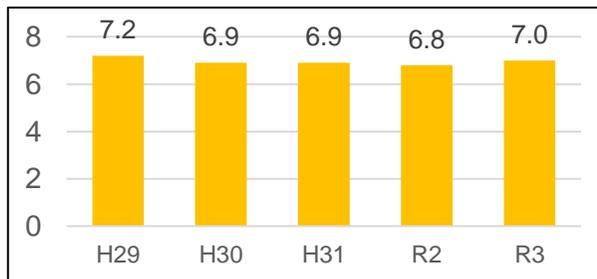


- ※1 サービス見込量は、地域包括ケア見える化システムから集計。  
 ※2 必要事業所数は、サービス見込み量÷5年間(H29～R3)の平均1事業所あたり利用者数(33.0人)。  
 ※3 訪問介護員等数は、必要事業所数×5年間(H29～R3)の平均1事業所あたり訪問介護員数(7.0人)。

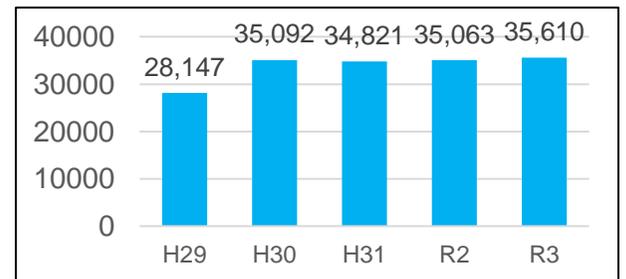
■ 1事業所あたり利用者数の推移



■ 1事業所あたり訪問介護員数(常勤換算)の推移

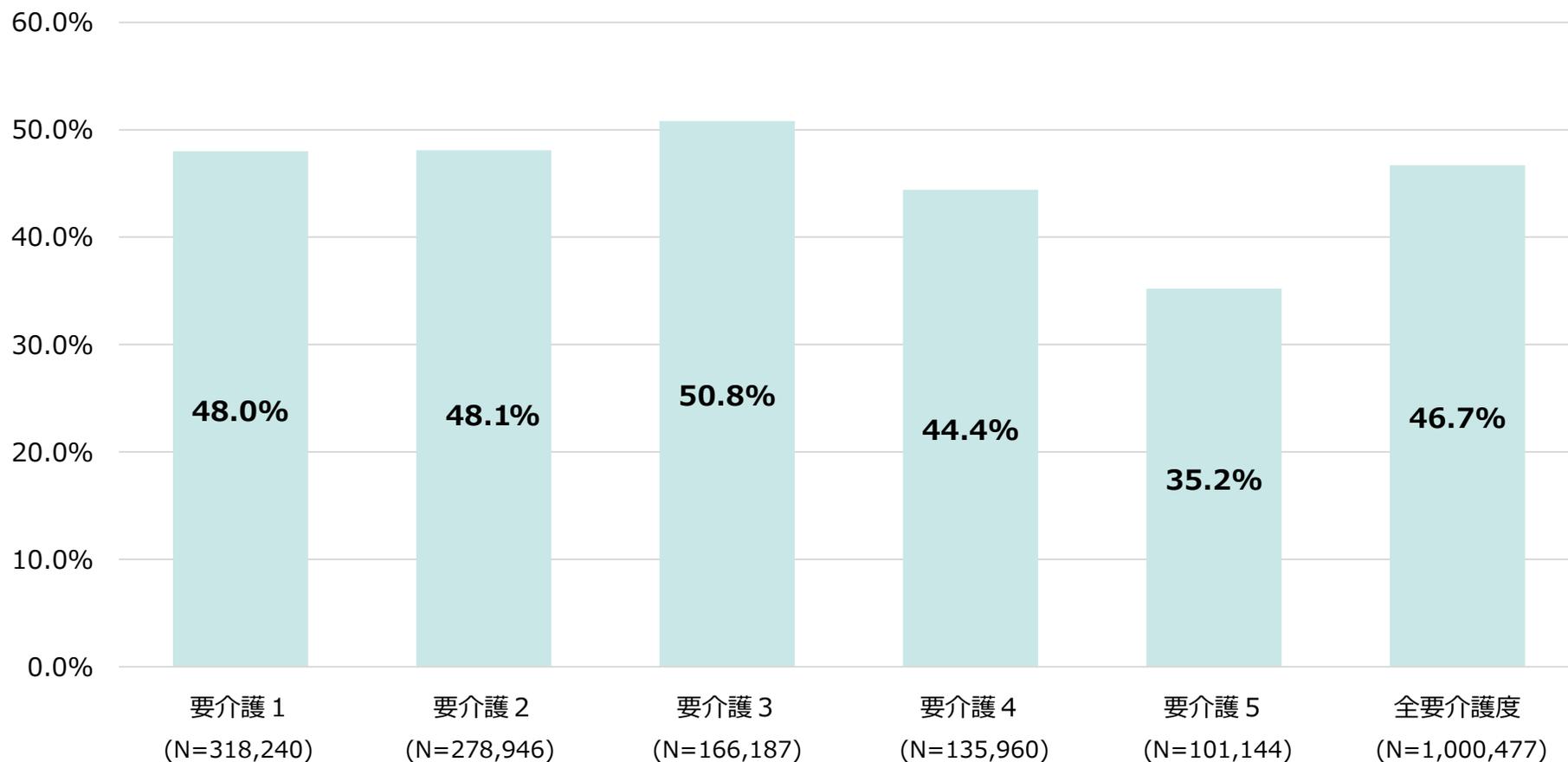


■ 事業所数の推移



## 訪問介護と通所介護等の併用者の割合（経年）

- 訪問介護の利用者のうち、通所介護又は地域密着型通所介護を利用している者の割合は、要介護1が48.0%、要介護2が48.1%、要介護3が50.8%、要介護4が44.4%、要介護5が35.2%、全要介護度が46.7%となっている。

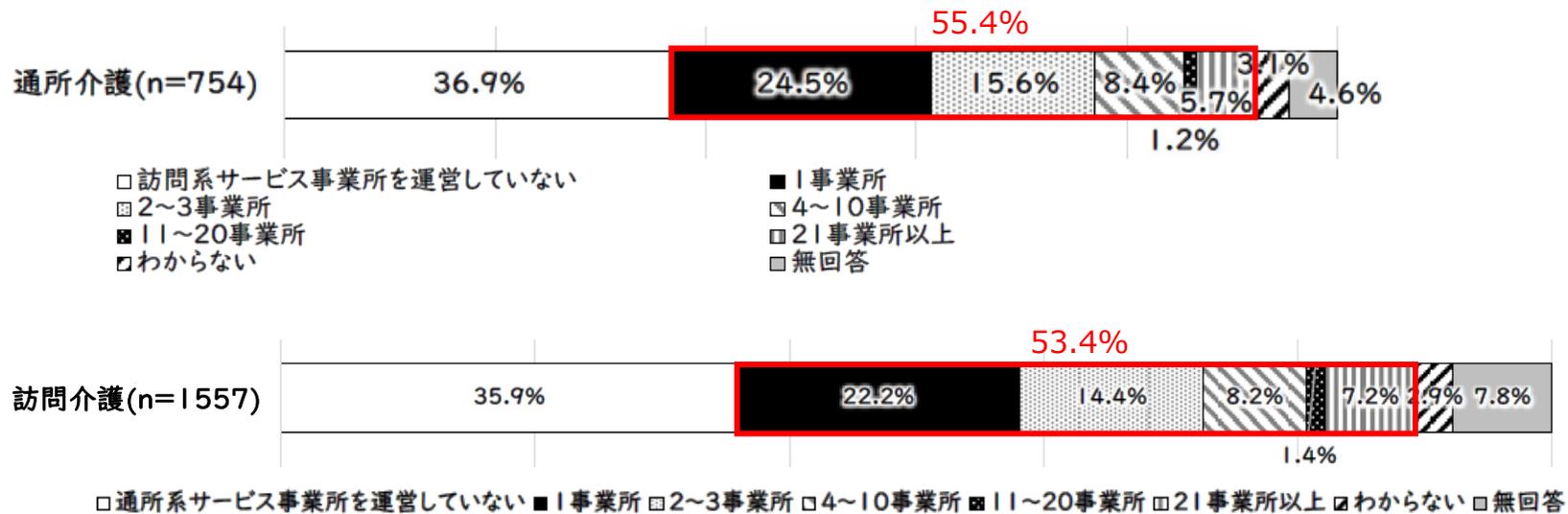


【出典】介護保険総合データベース任意集計（令和3年11月サービス提供分）

※地域密着型通所介護は、療養通所介護の利用を除く。

# 通所（訪問）系サービス事業所の法人が運営している訪問（通所）事業所数

- 通所介護事業所の法人は、55.4%が訪問系サービス事業所を運営している。
  - 訪問介護事業所の法人は、53.4%が通所系サービス事業所を運営している。
- ⇒ 半数以上の事業者が訪問介護事業所と通所介護事業所の双方を運営



【通所介護等事業所と同一敷地内又は隣接敷地にある事業所(同一法人運営)】

	件数	訪問介護	居宅介護支援
通所介護	754	399	347
	100%	52.9%	46.0%
地域密着型通所介護	802	401	240
	100%	50.0%	29.9%

【訪問介護等事業所と同一敷地内又は隣接敷地にある事業所(同一法人運営)】

	件数	通所介護	地密通所	居宅介護支援
訪問介護	1,557	674	160	748
	100%	43.3%	10.3%	48.0%

※通所介護・地密通所・居宅介護支援を抜粋記載

※訪問介護・居宅介護支援を抜粋記載

# 訪問系サービスと通所系サービスを併用することのメリット

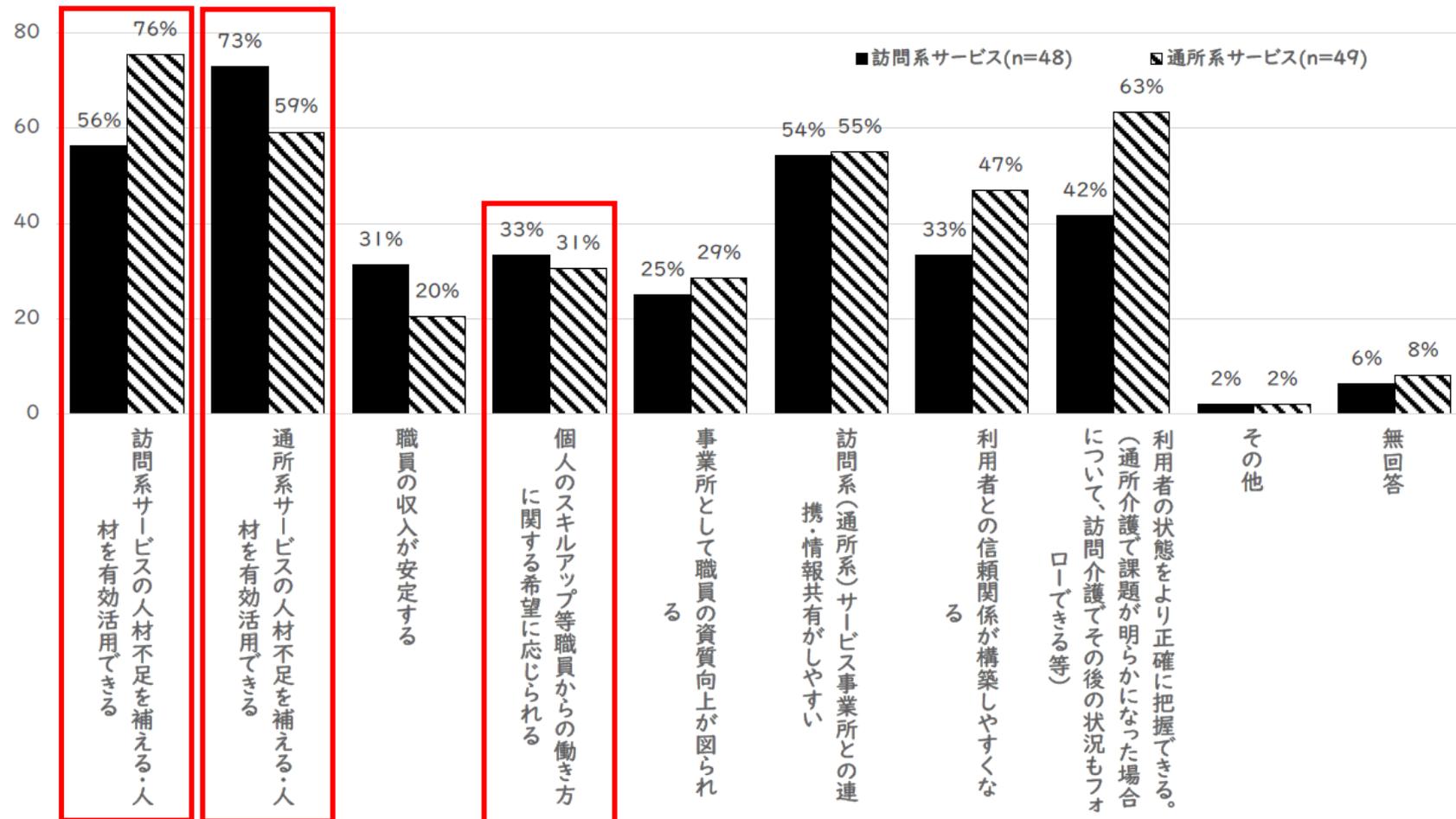
- ヒアリング調査においては、併用していることの効果として、以下の事項などが指摘されている。
  - ・ 利用者と接する時間が長い通所介護で利用者の性格やニーズを把握し、訪問介護側にフィードバック。
  - ・ 独居の利用者に朝の服薬の確認をしており、訪問介護と連携して吸入薬の回数の確認をしている。通所介護に行くための準備を訪問介護ですてもらうこともあり効果的。
  - ・ より在宅時の状況を確認でき、現有能力を生かす対策が立てやすい。 等

【（サービス名）】：ヒアリング事業所種別

項目	内容
利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老々介護の方、一人暮らしの方、同居の家族が早く出勤してしまう方等。【訪問介護】</li> <li>・ 毎日何らかの支援が必要な利用者、退院直後の利用者、ターミナル期の利用者が多い。【定期巡回】</li> <li>・ 外に出ることや人と会うことが苦手な方。まず訪問系サービスをきっかけに人に慣れてもらい、その後同一法人の通所介護と連携して送り出しを行う、ヘルパーが通所介護にも顔を出す等により通所介護につないでいる。【定期巡回】</li> <li>・ 独居・高齢者世帯で訪問介護に通所介護の送り出しをしてもらうケースが最も多い。【訪問介護】</li> <li>・ 認知症・重度、身体を動かす機会が少ない、栄養状態がよくない、フレイル、独居や日中独居、身寄りがない方。【訪問看護】</li> <li>・ ほぼ独居の利用者で、見守りのためになるべく多くサービスを提供する必要がある方が訪問介護と通所介護を併用【通所介護】</li> </ul>
併用することの効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者と接する時間が長い<u>通所介護</u>で利用者の性格やニーズを把握し、<u>訪問介護側</u>にフィードバック。【訪問介護】</li> <li>・ 訪問介護は部分的な関わりのため、生活を改善させるために、<u>通所で長時間のコミュニケーション</u>をとれる。【訪問介護】</li> <li>・ 訪問介護で生活援助、身体介護（入浴、足浴）といった日常生活の支援をしつつ、<u>通所介護で社会参加と機能訓練（運動・体操・リハビリ）</u>を行うことで、<u>歩行状態の維持</u>につながっている。【訪問介護】</li> <li>・ ヘルパーが入ったことで<u>通所介護の送り出し</u>ができるようになり、<u>定期的利用</u>につながり、<u>身体機能の向上</u>につながった。【訪問介護】</li> <li>・ 訪問だけでは限られた人との交流となり老人性うつ懸念もある。訪問のみの方と比べて、<u>通所を併用されている方の方が社会参加が続くことで生活意欲が保たれる。</u>【訪問看護】</li> <li>・ <u>独居の利用者に朝の服薬の確認</u>をしており、<u>訪問介護と連携して吸入薬の回数の確認</u>をしている。<u>通所介護に行くための準備を訪問介護ですてもらうこともあり効果的。</u>【通所介護】</li> <li>・ より在宅時の状況を確認でき、<u>現有能力を生かす対策が立てやすい。</u>【居宅介護支援】</li> </ul>

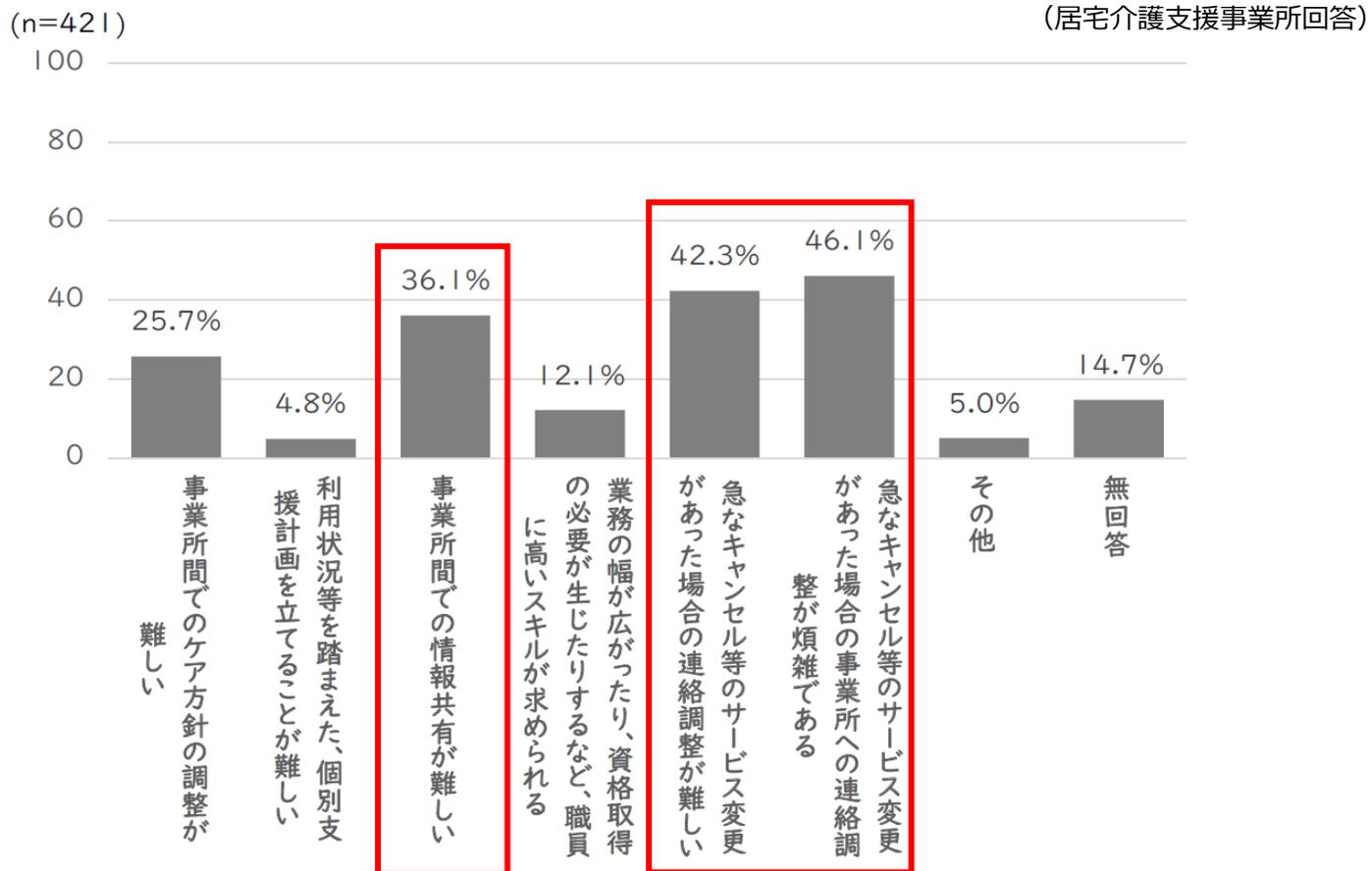
# 通所(訪問)系サービスの職員が訪問(通所)系サービスにも勤務していることのメリット

- 訪問系サービス事業所の回答では、「通所系サービスの人材不足を補える・人材を有効活用できる」が73%で、通所系サービス事業所の回答では、「訪問系サービスの人材不足を補える・人材を有効活用できる」が76%で最も多かった。
- 訪問系・通所系サービス事業所のいずれから、「個人のスキルアップ等職員からの働き方に関する希望に応じられる」の回答が約3割あった。



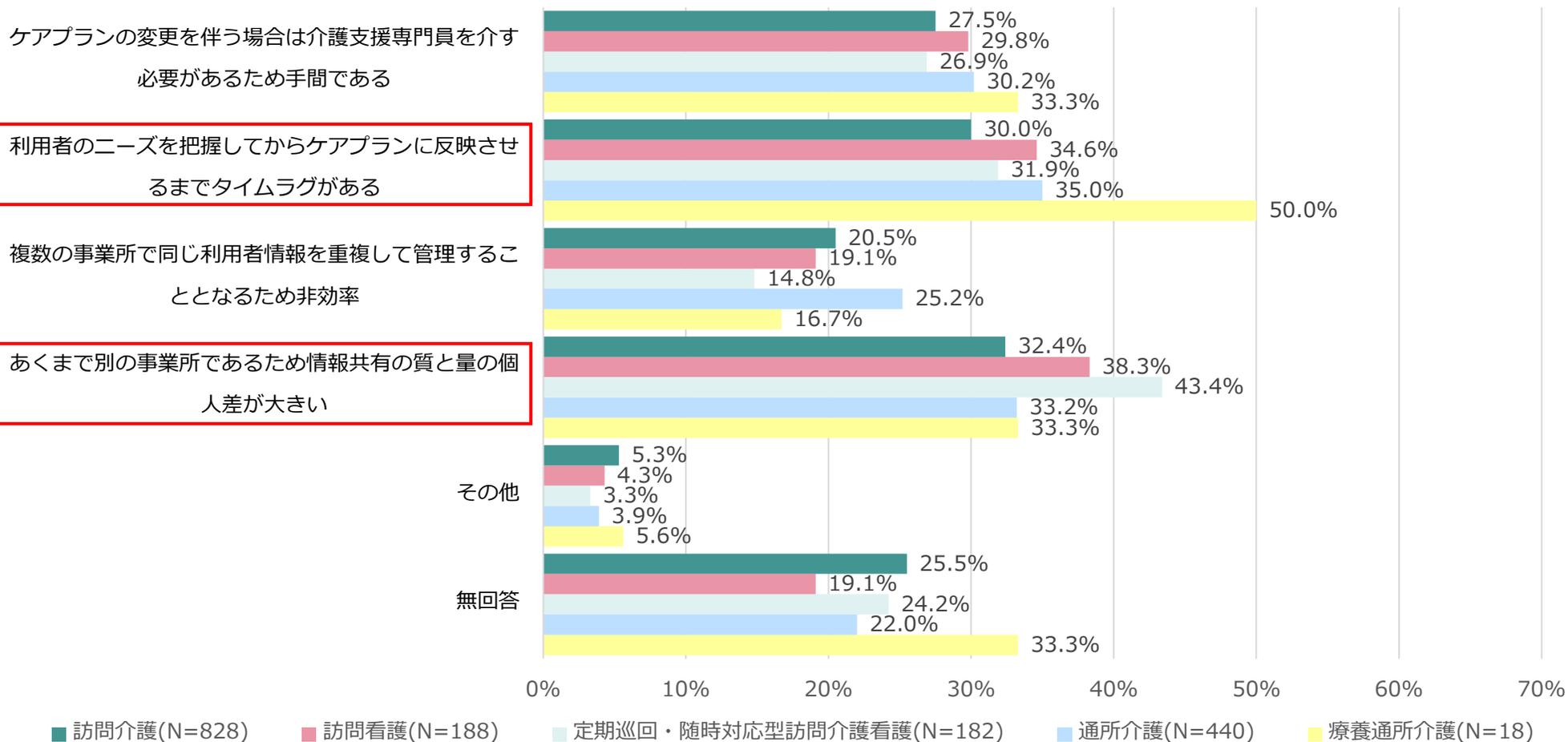
## 訪問系サービスと通所系サービスを併用する際の課題（居宅介護支援事業所）

- 訪問系サービスと通所系サービスを併用する際の居宅介護支援事業所が感じる課題については、「急なキャンセル等のサービス変更があった場合の事業所への連絡調整が煩雑である」が46.1%と最も多く、次いで、「急なキャンセル等のサービス変更があった場合の連絡調整が難しい」が42.3%、「事業所間での情報共有が難しい」が36.1%だった。



# 訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の情報のやりとりに当たっての課題

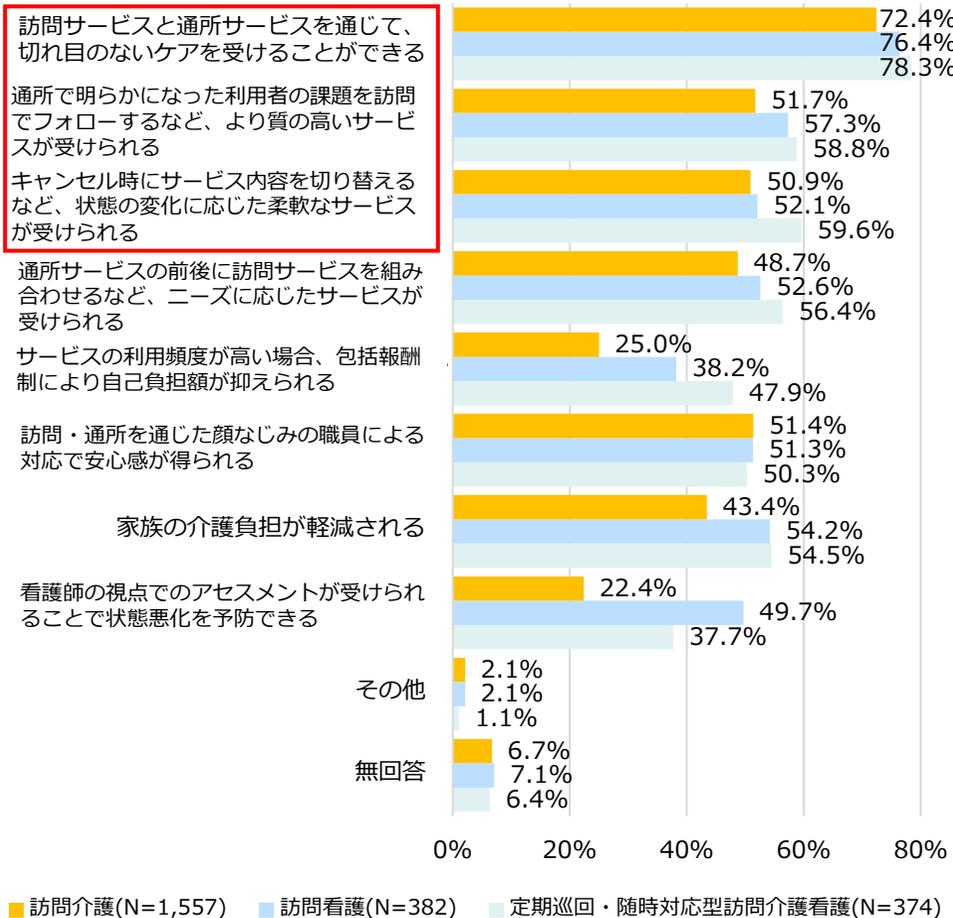
- 訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の情報のやりとりに当たっての課題について、訪問系サービスでは、「あくまで別の事業所であるため情報共有の質と量の個人差が大きい」が高い傾向で、通所系サービスでは、「利用者のニーズを把握してからケアプランに反映させるまでタイムラグがある」が高い傾向であった。



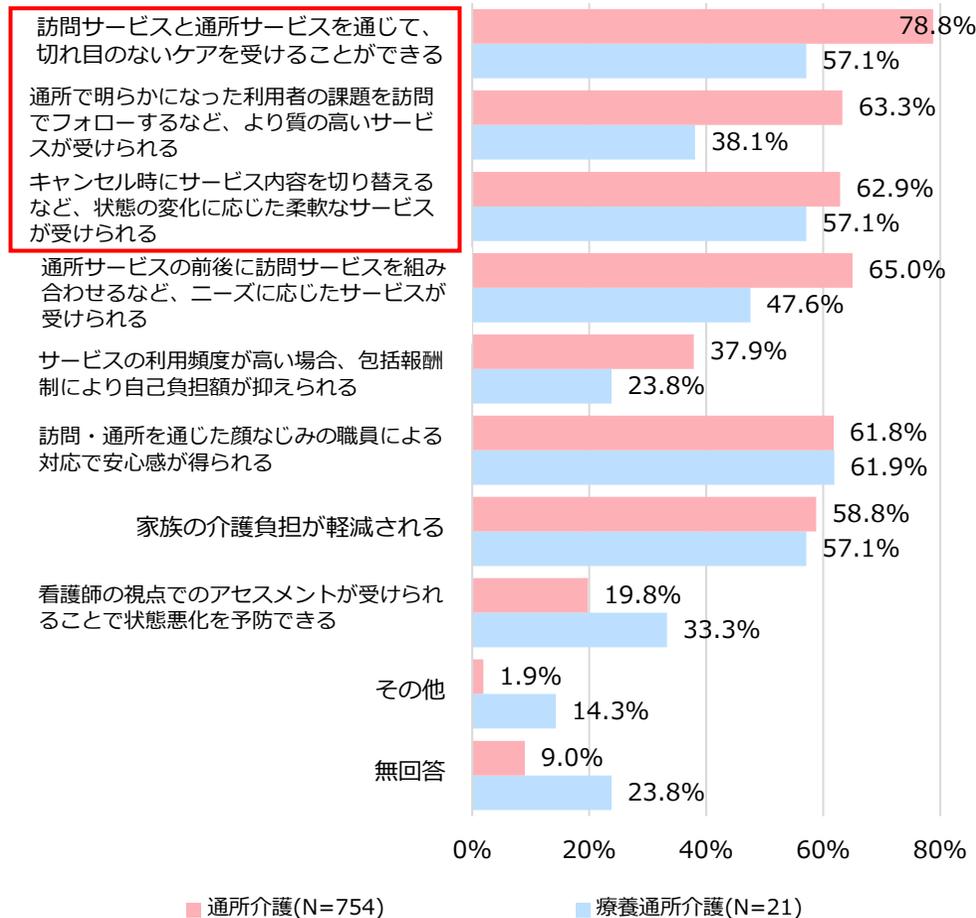
# 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスがあった場合の利用者のメリット

- 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスがあった場合の利用者のメリットは、「訪問サービスと通所サービスを通じて、切れ目のないケアを受けることができる」、「通所で明らかになった利用者の課題を訪問でフォローするなど、より質の高いサービスが受けられる」、「キャンセル時にサービス内容を切り替えるなど状態の変化に応じた柔軟なサービスが受けられる」などの回答割合が多かった。

【訪問系サービス事業所回答】



【通所系サービス事業所回答】



# 訪問介護の基準

## 必要となる人員・設備等

- 訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり。

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者  ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが、一部非常勤職員でも可) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ○常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ○サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ○サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合  ※ 共生型訪問介護事業所においては、特例がある。
※サービス提供責任者の業務 ①訪問介護計画の作成、②利用申込みの調整、③利用者の状態変化やサービスへの意向の定期的な把握、④居宅介護支援事業者等に対する利用者情報の提供(服薬状況や口腔機能等)、⑤居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)、⑥訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達、⑦訪問介護員の業務の実施状況の把握、⑧訪問介護員の業務管理、⑨訪問介護員に対する研修、技術指導等	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

- 訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり。

- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

# 通所介護・地域密着型通所介護の概要・基準

## 定義

通所介護とは、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

## 必要となる人員・設備

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり。

### ○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

### ○ 設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定があるもの及び規定はないが設置されるものは共用可

# 現状と課題

## <現状と課題>

- 第8期介護保険事業計画における今後のサービス見込量をみると、在宅介護サービスでは、2020年度が359万人（実績）に対して、2025年度に405万人（13%増）、2040年度には474万人（32%）に増加することが見込まれている。
- 訪問介護の利用者数は年々増加してきており、請求事業所数は令和2年以降微増している。
- 通所介護及び地域密着型通所介護の利用者数は平成31年まで増加してきたが、その後は減少傾向となっており、請求事業所数は平成28年以降ほぼ横ばいとなっている。
- 訪問介護員の有効求人倍率は、15.53倍（2022年）で約8割の事業所が不足を感じており、かつ、他の職種に比べて平均年齢が高い。
- 訪問介護においては、サービスの見込量が、2023年の109万人から2030年には124万人、2040年には134万人に増加することが見込まれる一方で、必要となる事業所や訪問介護員などのサービスの提供量は、現状、横ばいとなっている。
- 訪問介護の利用者のうち、通所介護又は地域密着型通所介護を利用している者の割合は、要介護1が48.0%、要介護2が48.1%、要介護3が50.8%、要介護4が44.4%、要介護5が35.2%、全要介護度が46.7%となっている。
- 通所（訪問）系サービス事業所の法人が運営している訪問（通所）事業所の状況を見ると、半数以上の事業者が訪問系事業所と通所系事業所の双方を運営しており、通所（訪問）系サービスの職員が訪問（通所）系サービスにも勤務していることのメリットとして、「人材不足を補える・人材を有効活用できる」などが指摘されている。
- 訪問系と通所系サービスを併用して提供することによるメリットとして、「通所介護で利用者の性格やニーズを把握し、訪問介護側にフィードバック」、「通所介護に行くための準備を訪問介護でもらうこともあり効果的」などが指摘がされている。
- 現行制度上、訪問系サービスと通所系サービスを併用して提供を行う場合の課題として、以下の事項等が指摘されている。
  - ・ あくまで別の事業所であるため情報共有の質と量の個人差が大きい（訪問系事業所）
  - ・ 利用者のニーズを把握してからケアプランに反映させるまでタイムラグがある（通所系事業所）
  - ・ 急なキャンセル等のサービス変更があった場合の事業所への連絡調整が煩雑である（居宅介護支援事業所）
- 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスがあった場合の利用者のメリットとして、以下の事項等が指摘されている。
  - ・ 訪問サービスと通所サービスを通じて、切れ目のないケアを受けることができる
  - ・ 通所で明らかになった利用者の課題を訪問でフォローするなど、より質の高いサービスが受けられる
  - ・ キャンセル時にサービス内容を切り替えるなど状態の変化に応じた柔軟なサービスが受けられる

# 論点

## < 論点 >

- 在宅サービスにおける現状及び課題、将来の地域ごとの介護ニーズの変化等を踏まえ、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせる新たな複合型サービスを創設することについてどのように考えるか。